

全世代型社会保障の構築に向けて

三党合意により推進された「社会保障・税一体改革」は、2019年10月の消費税率10%への引上げと予定されていた新規施策の実施により終了し、新たな政策目標として「全世代型社会保障」の構築が掲げられている。とはいえ、「一体改革」が目指した社会保障の充実・安定化と財政健全化が中長期にわたる政府の重要政策課題であることには変わりはない。この間、国・地方の長期債務は低下するどころか逆に増加し、国の予算においても社会保障の比重が年々増加しており、社会保障と国家財政を一体的に捉えた改革の重要性はむしろ増している。本来は、ポスト一体改革として、第2段階の一体改革プログラムを策定すべきだったが、消費増税を封印しているなかではそれは到底無理な注文であったということなのだろう。

「全世代型社会保障」という考え方は、一体改革の指針になった社会保障制度改革国民会議の報告書(2013年)ですでに謳われていたキーコンセプトであった。それをここであえて政策目標に持ち出さざるを得ないのは、当初目指した改革の遅れを物語るものだろう。報告書は、「全世代型社会保障」の姿として、「すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障に転換すること」を目指し、「すべての世代を給付やサービスの対象とし、すべての世代が年齢ではなく、負担能力に応じて負担し、支え合う仕組み」を構築することを提言した。そこには、現役世代、特に子育て世代への給付・サービスが高齢世代に比べて著しく見劣りしていることや、高齢世代の負担が「年齢」のみを根拠に大きく軽減されている、という認識があった。

その後の取り組みをみると、子育て支援については、民主党政権下での児童手当の改善と子ども・子育て支援法の制定、さらには安倍内閣での消費税の用途組替えによる幼児教育・保育サービスの無償化により、家族関係給付費は一体改革前の2倍を超えた。しかし、それでも対GDP比の家族関係費の規模は先進主要国の中で大きく見劣りする。しかも、子どもに関する問題が拡大・深刻化するなかで、諸問題に総合的に対応する機能を有する新たな行政組織の創設や、施策の大幅な拡充を求める声が与野党の双方から高まっている。

高齢世代の負担については、医療・介護の患者・利用者負担について、所得水準に応じた負担に向けた改正が進められているが、これには異議を唱える人が少なくない。「負担能力に応じて負担し、必要に応じて受給する」という社会保険の基本原則に反するからである。社会保険における応能負担とは保険料の拠出や税の納付段階での負担をいう。給付段階での応能負担化は高い保険料を負担した者の給付を引下げることになり、保険料の拠出意欲を減退させるほか、税を財源にして困窮度に応じて支援する社会扶助(福祉制度)に接近する。これでは社会保険の自己否定である。問題は、手厚い公的年金等控除や金融所得の分離課税などにより、負担能力がありながら、それに見合う拠出・納付段階での負担を免れている人が高齢世代のなかに少なくないことである。税制改正による納付段階での応能負担の強化こそ急ぐべき課題である。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』(社会保険出版社、2021年)など。

